

平成 23 年 10 月 3 日

## 行政評価局調査の実施

### <農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視>

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」を策定し、これに基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成 23 年 10 月から実施する上記 1 テーマの計画について公表します。

#### 連絡先

##### <上記テーマについて>

行政評価局農林水産、環境担当評価監視官室

担当：岡田

電話（直通）：03-5253-5439

##### <行政評価局調査全般について>

行政評価局総務課

担当：安仲

電話（直通）：03-5253-5407

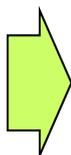
※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

# 農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視

## 調査の背景

- 世界の食料需給が逼迫基調で推移すると見込まれる中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題
- 国内の農業生産の基盤である農地の適正かつ効率的な利用が図られるよう、平成21年6月、農地法等が改正（農地転用規制の強化、遊休農地対策の充実等）



- 平成22年の耕地面積は459.3万haと10年間で23.7万ha減少。一方、耕作放棄地面積は、22年で39.6万haと10年間で5.3万ha増加
- 今般の東北地方太平洋沖地震に伴う津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の面積は、太平洋岸の6県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）で2万3,600haと推定



- 食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図る観点から、農地転用規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 農地の保全に関する施策の実施状況

- 農振法に基づく「確保すべき農用地等の面積の目標」の設定状況、農地転用の許可や違反転用に対する処分の実施状況を調査

### 2 農地の有効利用に関する施策の実施状況

- 農地利用集積円滑化事業など意欲ある多様な農業者への農地集積の取組を調査
- 農地法に基づく遊休農地対策や、耕作放棄地再生利用対策の実施状況を調査

### 3 その他

- 農業委員会における農地基本台帳の整備状況、総会・部会の審議状況等を調査

## 主要調査対象

### 調査対象機関

農林水産省

### 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、農業委員会、関係団体等

## 参 考 資 料

- 資料 1 農地法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・ 1
- 資料 2 耕地面積等の推移、耕作放棄地面積の推移・・・・・・・・ 2
- 資料 3 津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定  
面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 農地法等の一部を改正する法律の概要〔平成21年12月15日施行〕

## ＜農地制度の見直し＞

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

### 農地を最大限に有効利用

#### ◇農地法の目的等の見直し

- 目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化

#### ◇農地を利用する者の確保・拡大

- ① 貸借規制を緩和し、会社、NPO等が参入しやすくするとともに、農村集落において、非農家も含めた構成員による集落営農法人をつくりやすくする等貸借による利用を拡大
- ② 農業生産法人への出資について、農外との連携による経営発展に資するよう外部からの出資規制を緩和(1/10以下の廃止、農商工連携事業者等の場合1/2未満)
- ③ 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に

#### ◇農地の面的集積の促進

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が、委任を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みを全ての市町村で導入

#### ◇遊休農地対策の強化

所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるような措置

## ＜農地税制の見直し＞

農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の納税猶予制度を見直し

〔農地を貸すと打ち切りになった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように〕

### これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

#### ◇農地転用規制の厳格化

- ① 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
- ② 違反転用に対する罰則を強化 (法人:300万円→1億円)

#### ◇農用地区域内農地の確保

効率的かつ安定的な農業経営を営む者により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない

## ＜農業委員会の適切な事務執行＞

農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が的確に実施されることを確保

食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

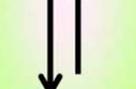
農地の利用集積が十分に進まない

規模拡大しても農地が分散

受け手不在で耕作放棄が増加



農業生産による収益水準を上回る農地価格



農地転用期待



我が国の農地面積はピーク時の約7割にまで減少 (609万ha →463万ha)

利用の促進



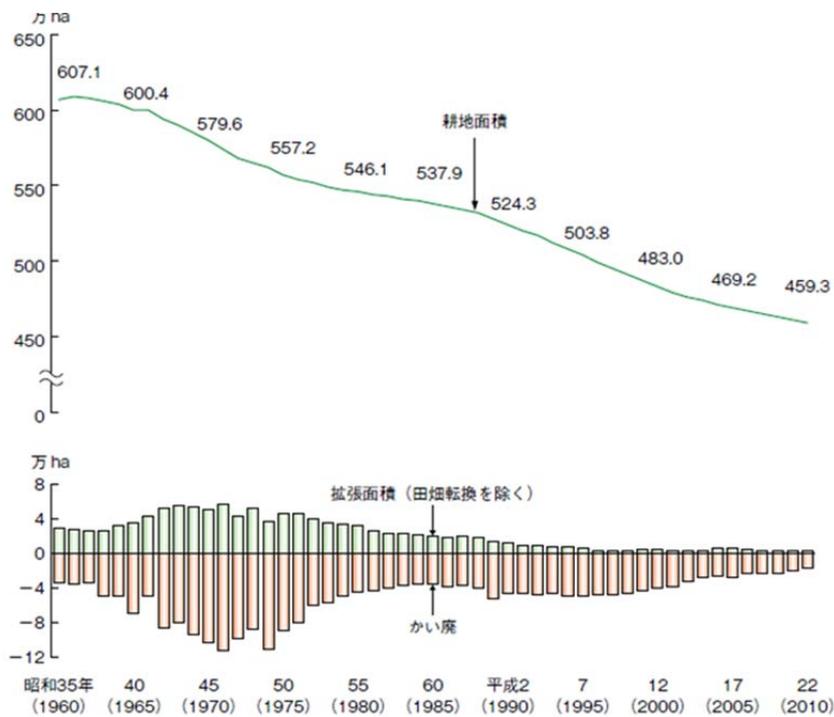
国内の食料生産の増大を通じ国民に対する食料の安定供給を確保



転用期待の抑制

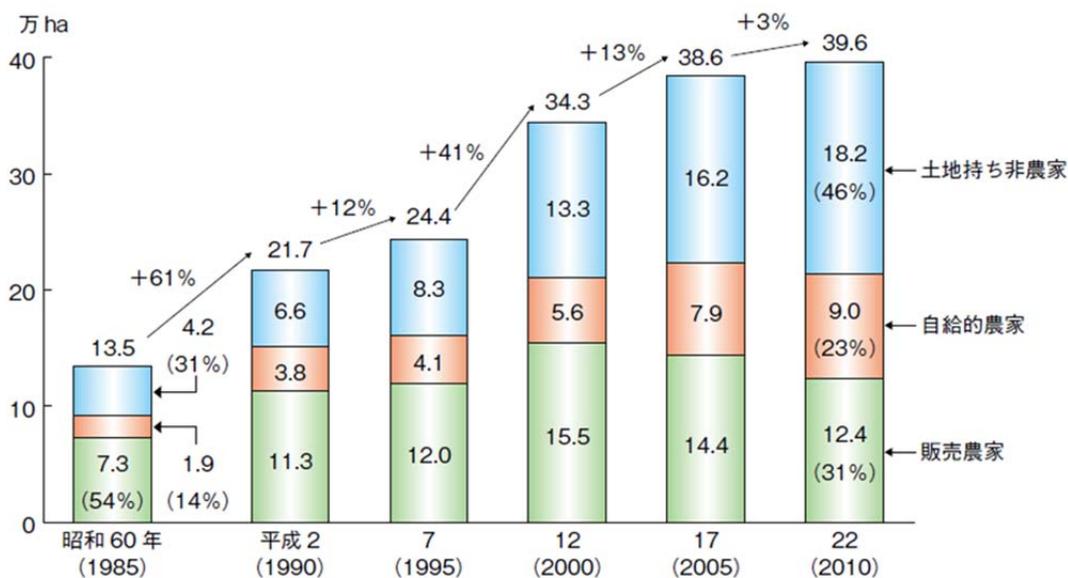
(注) 農林水産省公表資料

### 耕地面積等の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」  
 注：1) 拡張面積及びかい廃面積は、共に田畑転換を除く。  
 2) かい廃は、田・畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいい、自然災害、工業・商業・住宅用地への転用等の人為かい廃によって生じる。

### 耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

(注) 平成22年度食料・農業・農村白書から抜粋

## 津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積

(単位：ha、%)

県名	耕地面積 (平成 22 年)	流失・冠水等被害推定面積	推定面積の田畑別内訳の試算		
			被害面積率	田耕地面積	畑耕地面積
青森県	156,800	79	0.1	76	3
岩手県	153,900	1,838	1.2	1,172	666
宮城県	136,300	15,002	11.0	12,685	2,317
福島県	149,900	5,923	4.0	5,588	335
茨城県	175,200	531	0.3	525	6
千葉県	128,800	227	0.2	105	122
計	900,900	23,600	2.6	20,151	3,449

- (注) 1 「耕地面積」は、平成 22 年耕地面積（田畑計）である。
- 2 「流失・冠水等被害推定面積」は、地震発生前の農地が撮影されている人工衛星画像を基に、東北地方太平洋沖地震の浸水範囲概況図（国土地理院）等の資料を活用しながら目視判断により、農地が流失又は冠水したと思われる農地を推定して求積した。
- なお、今回被害面積を推定した浸水範囲以外の地域においても、地割れ、液状化等の被害が発生しているが、これらの被害面積については、現在調査中のため今回の数値には含まれていない。
- 3 被害面積求積は、農地集団ごとに求積しており、一部水路や細い農道等も含まれている。
- 4 「推定面積の田畑別内訳の試算」については、過去の調査結果による当該地域の田畑比率等から推計した。

(当省注) 農林水産省の平成 23 年 3 月 29 日付け報道発表資料「平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖地震の被害と対応～津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積～」から抜粋